

高知福祉専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、社会福祉及び医療を中心とした人材の育成、並びに広く社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、高知福祉専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校は、高知県高知市南はりまや町2丁目16番6号、高知県高知市九反田8番15号に置く。

第2章 課程、学科、修業年限、学級数、定員、学年、学期および休業日

(課程、学科、修業年限、学級数および定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限および定員は、次の表のとおりとする。

課 程	学 科	昼夜別	修業年限	入学定員	総定員
福祉専門課程	社会福祉学科	昼	3年	40名	120名
	介護福祉学科	昼	2年	40名	80名
	こども福祉学科	昼	2年	50名	100名
幼児教育コース 保育士コース					

(学年および学期)

第5条 本校の学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(2)本校の学期は次のとおりとする。

1. 前期 4月1日から9月30日まで
2. 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は次のとおりとする。

1. 日曜日
2. 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
3. 夏季休業 8月1日から9月9日まで
4. 冬季休業 12月26日から翌年1月9日まで
5. 学年末休業日 3月7日から3月31日まで
6. 開校記念日 11月20日
7. その他の休業日 35日以内

(2)校長は前項第3号から第5号に掲げる休業日の総数以内で、その期日を変更することができる。

(3)前項第7号の期日は、校長が定める。

(4)校長は、教育上必要があると認める時は、第1項に掲げる休日に授業を行うことができる。

(5)校長は、非常変災その他急迫の事情があると認める時には、臨時に授業を行わないことができる。

第3章 入学、休学、復学、退学および賞罰

(入学時期)

第7条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第8条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

1. 高等学校を卒業した者
2. 高等専修学校の第3学年を修了した者
3. 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
4. 高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(受験、入学手続き)

第9条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

1. 本校に入学を希望する者は、所定の入学願書に第21条に定める入学検定料を添え、所定の期日までに校長に提出しなければならない。
2. 本校の入学は、入学考査に基づき校長が許可する。
3. 本校に入学の許可を受けた者は、所定の誓約書と入学金を指定の期日までに校長に提出し、納付しなければならない。
4. 前項に定める手続きが指定の期日までに行われない時は、校長は入学許可を取り消すことができる。

(転入学)

第10条 本校の専門課程に転入学できる者は、大学、短期大学、専修学校専門課程在籍者で校長が適当と認めたものとする。

1. 転入学の時期は、学年の始めとする。

(編入学)

第11条 本校の専門課程に編入学できる者は、大学、短期大学、専修学校専門課程卒業者もしくは中途退学者で校長が適当と認めたものとする。

1. 編入学の時期は、学年の始めとする。
2. 教育上有益と認めるときは、入学前に行った大学、短期大学、専修学校専門課程における授業科目の履修を本校における授業科目の履修と認めることができる。ただし、本校の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。

(休学)

第12条 学生が病気その他の理由により2か月以上休学する時は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(2) 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。

(3) 休学者が復学しようとする場合は、その旨を願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第13条 退学しようとする者は、その理由を記載し保証人連署の上、校長の許可を受けなければならない。

(褒賞)

第14条 校長は、成績並びに性行ともに優れ、他の学生の模範となる学生を褒賞することができる。

(懲戒)

第15条 校長および教員は、学生がこの学則その他本校の定める諸規定を守らず、またその本分に反した行為があり、教育上必要があると認められる時は、当該学生に懲戒を加えることができる。

(2) 前項に規定する懲戒のうち退学、停学および訓告の処分は校長がこれを行う。

(3) 前項に規定する退学の処分は、次の各号の一に該当する学生に対してのみ行うことができる。

1. 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
2. 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
3. 正当な理由がなくて、出席が常でない者
4. 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第4章 履修方法及び卒業

(教育課程及び授業時間、卒業)

第16条 本校における年間授業時数、年間授業日数、授業科目、単位数、卒業に必要な単位数は、次の各項に掲げるとおりとする。

(2) 年間授業時数及び年間授業日数は、次の各号に掲げる内容を基準とする。

1. 年間授業時数は、800時間以上とする。
 2. 年間授業週数は、30週以上とする。
 3. 週間授業時数は、27時間以上とする。
 4. 年間授業日数は、150日以上とする。
- (3) 本校において行う講義、演習、実習の単位基準は、講義1単位(15～30時間)演習1単位(15～30時間)実習1単位(30～45時間)とする。
- (4) 授業時間は「別表2」のとおりとする。
- (5) 授業科目、単位数は「別表1」のとおりとする。
- (6) 卒業に必要な単位数は「別表1」のとおりとする。
- (7) 卒業に必要な単位数を取得した者に対して、別記第1号様式の卒業証書を授与し、専門士と称することを認める。(平成6年文部省告示第84号)

(成績評価)

第17条 学生が教育指導計画に従って授業科目を履修した場合には、その成績を評価して合格した者には単位を与える。

(2) 成績の評価は、単に試験の成績だけでおこなうものではなく、試験の成績に平素の学習状況、出席状況、レポートの提出状況などを加味した上で総合的に行う。

1. 出席日数が、講義・演習3分の2、実習5分の4以下の場合には、理由の如何を問わず、単位を認定しない。
- (3) 成績評価の結果は、A・B・C・Dをもって表わし、Dを不合格とする。
- (4) 実習などの一部の科目については、正常に授業を受けた者に対して単位の認定をする。
- (5) 成績の評価は、100点を最高点として行い得点との関係は、80点以上A、70点以上B、60点以上C、59点以下Dとする。

(履修の認定)

第18条 カリキュラム変更により、休学等により旧カリキュラムの授業が受けられない場合は、校長が認めた履修科目は、新カリキュラムの科目として履修認定を行うことができることとする。

(2) 本校に設置する学科を卒業後、他学科に編入学する場合、校長が認めた履修科目は、編入学する学科の科目として履修認定を行うことができることとする。

第5章 教職員組織

(教職員組織)

第19条 本校に次の教職員を置く。

1. 校長1名
2. 教員13名以上
3. 事務員3名以上
4. 学校医1名

(2) 本校には、前項各号に掲げる教職員のほか、必要な教職員を置くことができる。

(3) 校長は教員を兼ねることができる。

(職務)

第20条 教職員の主たる職務は、次の各号のとおりとする。

1. 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。
2. 教員は、学生の教務に従事する。
3. 事務職員は、事務に従事する。
4. 学校医は、学校保健法(昭和33年法律第56号)第22条の規定に基づき、学校における保健、衛生管理に関する、専門事項をつかさどる。

第6章 学生納付金その他

(入学検定料)

第21条 入学試験に際して、「別表3」に規定する入学検定料を徴収する。

(入学金、授業料等)

第22条 入学金、授業料等は「別表3」のとおりとする。

(納付)

第23条 授業料等は、出席の有無にかかわらず所定の期日までに納入しなければならない。

(2) 学生が、正当な理由がないのに授業料等を1ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないと認められる時は、校長は、退学を命ずることがある。

(3) 既納の納入金は、いかなる理由があっても返還しない。

(貸付)

第24条 次の各号の一に該当する者は、校長の認定により入学金、授業料の貸し付けを受けることができる。

1. 成績優秀にして学費継続困難なる者
2. 成績優秀にして入学意思を有するも、家庭貧困で入学困難なる者

(免除)

第25条 次の各号の一に該当する者は、校長の認定により入学金、授業料の免除を受けることができる。

1. 身体障害者で市町村長の推薦のあった者
2. 生活保護を受けている子女で市町村長の推薦のあった者
3. 成績優秀にして学費継続困難なる者
4. 成績優秀にして入学意思を有するも、家庭貧困で入学困難なる者

(雑則)

第26条 この学則の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

1. この学則は、昭和62年4月1日より実施する。
2. この学則は、平成元年4月1日より実施する。
3. この学則は、平成4年4月1日より実施する。
4. この学則は、平成6年4月1日より実施する。
5. この学則は、平成7年4月1日より実施する。
6. この学則は、平成8年4月1日より実施する。
7. この学則は、平成12年4月1日より実施する。
8. この学則は、平成14年4月1日より実施する。
9. この学則は、平成18年4月1日より実施する。
10. 前項の規定にかかわらず平成17年度以前の入学生については、従前の学則の定めによる。
11. この学則は、平成21年4月1日より実施する。
ただし、平成20年度以前の入学生については、従前の学則の定めによる。
12. この学則は、平成23年4月1日より実施する。
13. この学則は、平成24年4月1日より実施する。
14. この学則は、平成26年4月1日より実施する。
15. この学則は、平成27年4月1日より実施する。
16. この学則は、平成26年10月1日より実施する。
ただし、第3条以外のものについては、平成27年4月1日より実施する。
17. この学則は、平成29年4月1日より実施する。
18. この学則は、平成30年4月1日より実施する。
19. この学則は、平成31年4月1日より実施する。
20. この学則は、令和3年4月1日より実施する。
21. この学則は、令和4年4月1日より実施する。
22. この学則は、令和4年6月20日より実施する。
23. この学則は、令和7年4月1日より実施する。

別記第1号様式(第15条関係)

1 卒業証書様式

割 印	第 号	卒業証書	校 印	氏 名	年 月 日生	右の者は本校専門課程・学科 の所定の課程を修めたので卒業 証書を授与し、専門士と称する ことを認める	年 月 日	学校法人すみれ学園
								高知福祉専門学校校長名

別表2 第16条4項関係

時 限	開始時刻	終了時刻	授業時間
第1時限	9時00分	10時30分	90分
第2時限	10時40分	12時10分	90分
第3時限	13時10分	14時40分	90分
第4時限	14時50分	16時20分	90分

週間授業日は、原則として月曜日から金曜日とし、土曜日は家庭学習とする。

別表3 第21条22条関係

1 学則第21条の入学選考料は、20,000円とする。			
2 学則第22条の授業料等は次のとおりとする。		金額単位-円	
課 程	学 科	生 徒 納 付 金	
		入学金	授業料
福祉専門課程	社会福祉学科	200,000	930,000
	介護福祉学科	200,000	1,080,000
	こども福祉学科	200,000	930,000
備 考	1 入学金は入学時のみ徴収する		
	2 授業料は年額とする		
3 入学金等の納期は、次の各号に掲げる納付金の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。			
1. 入学金、1年次前期授業料は指定された期日までに納入する。			
2. 授業料は、次の日までに納入する。			
(1) 2年時以降前期納入日		4月30日	
(2) 後期納入日		10月31日	